

(仮称) 白山三ヶ野太陽光発電事業

環境影響評価準備書についての

意見の概要と事業者の見解

令和6年6月

パシフィコ・エナジー白山合同会社

目次

第1章 環境影響評価準備書の公告及び縦覧	1
1. 環境影響評価準備書の公告及び縦覧	1
(1) 公告の日	1
(2) 公告の方法	1
(3) 縦覧場所	1
(4) 縦覧期間	1
(5) 縦覧者数	1
2. 環境影響評価準備書についての説明会の開催	2
3. 環境影響評価準備書についての意見の把握	2
(1) 意見書の提出期間	2
(2) 意見書の提出方法	2
(3) 意見書の提出状況	2
第2章 環境影響評価準備書についての意見の概要及び事業者の見解	3

第1章 環境影響評価準備書の公告及び縦覧

1. 環境影響評価準備書の公告及び縦覧

「環境影響評価法」第 16 条の規定に基づき、一般に対し準備書を作成した旨及びその他事項を公告し、準備書を縦覧に供した。

(1) 公告の日

令和 6 年 4 月 16 日（火）

(2) 公告の方法

ア. 日刊新聞紙による公告

公告は令和 6 年 4 月 16 日（火）付の日刊新聞紙「朝日新聞（三重全県版）」、「毎日新聞（三重全県版）」、「読売新聞（三重全県版）」、「中日新聞（三重版）」、「伊勢新聞」に掲載した。（別紙 1）

イ. インターネットへの掲載による公告

ホームページに令和 6 年 4 月 16 日（火）より掲載した。（別紙 2）

<https://www.pacificoenergy.jp/news/detail/20240416/>

(3) 縦覧場所

関係地域を対象に、以下に示す 3 カ所にて縦覧を実施した。また、パシフィコ・エナジー株式会社のホームページにおいて、インターネットの利用により電子縦覧を行った。

- ・ 津市役所（環境部環境保全課）（津市西丸之内 23 番 1 号）
- ・ 津市役所（白山総合支所地域振興課）（津市白山町川口 892）
- ・ 津市役所（大三出張所）（津市白山町二本木 1001-253）

(4) 縦覧期間

- ・ 縦覧期間：令和 6 年 4 月 16 日（火）から令和 6 年 5 月 15 日（水）まで
（意見提出期限である令和 6 年 5 月 30 日（木）まで追加して閲覧に供した）
- ・ 縦覧時間：各施設の開庁日の開庁時間に準じた。

※インターネットの利用による縦覧（電子縦覧）も上記縦覧及び閲覧期間と同じとし、電子縦覧は期間中、終日アクセス可能な状態とした。

(5) 縦覧者数

縦覧者数（縦覧者名簿記載者数）は 3 件であった。

2. 環境影響評価準備書についての説明会の開催

「環境影響評価法」第17条の規定に基づき、準備書の記載事項を周知するための説明会を開催した。開催場所、開催日時及び来場者数は表 1-1 に示すとおりである。

表 1-1 開催場所、開催日時及び来場者数

	開催日時	開催場所	来場者数
第1回	令和6年5月8日（水） 18時30分～20時	津市 白山総合文化センター多目的室	11名

3. 環境影響評価準備書についての意見の把握

「環境影響評価法」第18条第1項の規定に基づき、環境の保全の見地から意見を有する者の意見の提出を受け付けた。

(1) 意見書の提出期間

令和6年4月16日（火）から令和6年5月30日（木）まで
（郵送での受付は、当日消印有効とした）

(2) 意見書の提出方法

準備書に対する環境保全の見地からの意見は、以下の方法により受け付けた。

- ①パシフィコ・エナジー白山合同会社への書面の郵送
- ②準備書縦覧場所に設置した意見書箱への投函
- ③住民説明会会場での提出（別紙3）

(3) 意見書の提出状況

提出された意見書の総数は2通9件であった。

第2章 環境影響評価準備書についての意見の概要及び事業者の見解

「環境影響評価法」第 18 条第 1 項の規定に基づいて、当社に対して意見書の提出により述べられた環境の保全の見地からの意見は 2 通 9 件であった。

「環境影響評価法」第 19 条及び「電気事業法」第 46 条の 12 の規定に基づく、環境影響評価準備書についての意見の概要並びにこれに対する当社の見解は、表 2-1 に示すとおりである。

表 2-1 環境影響評価準備書について述べられた意見の概要と事業者の見解（意見書）

【事業計画】

No.	一般の意見の概要	事業者の見解
1	環境保全、災害対策等々安全面には充分御配慮される事と思いますが、地域住民にとって常に不安はあるので、国や県の事業計画策定ガイドラインでも示されている様に、地域との関係構築を特に意識され、コミュニケーションを密に図られたい。	地域との関係構築を意識し、環境影響評価の手続き以降も含め、コミュニケーションの維持に努めます。
2	先般の住民説明会で、太陽光パネルの下草はそのまま放置との説明（生態系が戻る）があったが、最近メガソーラーで大規模な火災が相次いでいる。台風による損壊や機器の不良で発生した火花による火災のリスクは考えておられないのか。	太陽光パネルの下は緑地化・草地化しますが、草が伸び放題となるような放置は致しません。他の事業地では春から秋にかけて年に 2、3 回程度の草刈りを行っております。また、事業地内で発電した電力を送るための銅線は地中に埋めており、草刈りや動物がかじる等による断線のリスクを減らし、漏電による火災の発生を回避しております。加えて、草刈りは金属ではなくナイロン製の刃で行うことや事前に草刈りルートを確認し危険箇所はマーキングすることなどの対策により、間違って送電線を両断するようなリスクも回避しております。 他方、火災のリスクはゼロではないため、地元消防署との連携、監視カメラ等による管理を徹底いたします。

【大気環境】

No.	一般の意見の概要	事業者の見解
3	降下ばいじん及び騒音の将来予測値について、工事関係車両の走行による影響と建設機械の稼働による影響について別々に予測評価していますが、それぞれの影響について合成して評価すべきです。	工事用車両については、国道 165 号の交通量約 1 万台／日に対して、増加する交通量（往復交通量）は工事のピーク時でも大型車 30 台／日、小型車 400 台／日程度であるため、工事用車両の増加に伴う影響は道路に近接した空間の周辺にとどまると考えられます。 一方、建設作業に関する影響の予測地点においては、予測地点はいずれも資機材搬入道路から十分な離隔距離があり、工事用車両の増加に伴う影響は小さいと考えられることから、建設機械の稼働に伴う降下ばいじん及び騒音との合成は不要であると考えます。
4	建設機械の稼働による降下ばいじんの将来予測において、バックグラウンドの 3 倍以上の降下ばいじんが予測されている地点があるにもかかわらず、「スパイクタイヤ粉じんにおける生活環境の保全が必要な地域の指標」と比較して問題なしとするのは、いかなるもののでしょうか。現在、この地域ではスパイクタイヤは全く使用されておらず、粉じんの発生が少ない地域であるにもかかわらず、粉じん被害が大きい時の基準を持ち出してくるのはおかしいと思います。	降下ばいじんの予測においては、改変区域の全域が一齐に裸地となることを想定した安全側の予測を行っています。実際の施工にあたっては、ゴルフ場の芝をできるだけ残したまま工事を行うとともに、準備書 p. 455 に示した粉じん等の影響を低減するための環境保全措置を実施することで、工事に伴う降下ばいじんの影響の低減が図られていると考えます。 なお、「スパイクタイヤ粉じんにおける生活環境の保全が必要な地域の指標」については、降下ばいじんに関する環境基準等が存在しないため、参考指標として使用しています。
5	騒音の予測においても、工事関係車両の走行による影響と建設機械の稼働による影響を合成した場合、環境基準を超過する地点があるのではないのでしょうか。 5 月 8 日の説明会資料 P5 記載の N03、N04 の位置と、P7 記載の N03、N04 の位置が若干違うような気がしますが、両地点で工事関係車両の走行による影響と建設機械の稼働による影響を合成した場合、どのような結果になるのでしょうか。	工事用車両については、国道 165 号の交通量約 1 万台／日に対して、増加する交通量（往復交通量）は工事のピーク時でも大型車 30 台／日、小型車 400 台／日程度であるため、工事用車両の増加に伴う影響は道路に近接した空間の周辺にとどまると考えられます。 建設作業に関する影響の予測地点においては、予測地点はいずれも資機材搬入道路からある程度の距離があり、工事用車両の増加に伴う影響は小さいと考えられることから、建設機械の稼働に伴う降下ばいじん及び騒音との合成は不要であると考えます。 なお、説明会資料の N03、N04 の位置については、p5「道路交通騒音・振動の予測地点図」に示した N03 と N04 の位置は、N03 と N04 の現地調査地点、p7「建設機械の稼働に伴う騒音予測地点図」に示した位置は両地点の予測地点となります。

【反射光】

No.	一般の意見の概要	事業者の見解
6	開発予定地のすぐ横を近鉄大阪線が運行されています。住宅地における反射光による影響予測をされていますが、反射光が近鉄電車の安全運行に与える影響の評価がなされていません。近鉄電車において何らかの事故が生じた場合、反射光の影響があったとされる恐れはないのでしょうか。	対象事業実施区域の南側の近鉄大阪線において、運行中の電車の車窓から対象事業実施区域方向を望んだ場合、樹林の隙間から太陽光パネルが瞬間的に見えることが予想されますが、パネルの設置位置は電車の走行位置より高いかほぼ水平に近い位置になるため、反射光は運転席に届かないと考えられるほか、防眩処理が施された低反射型のパネルを使用することから、電車の運行に支障はないと考えております。

【生態系】

No.	一般の意見の概要	事業者の見解
7	生態系の上位性の注目種であるオオタカについては、改変区域の広い範囲で確認されたにもかかわらず、対象事業実施区域及びその近隣で営巣していないことから、オオタカの営巣環境への影響は小さいと予測されています。 また、サシバについても営巣中心域及び高度利用域が改変されないことから、改変による生息環境の減少・消失による影響は小さいと予測されています。 しかしながら、猛禽類については工事中の騒音や草地（芝生地）の改変等の影響が未知数であり、一度営巣を放棄したあとに再び元の巣に戻る可能性も不明であることから、せっかく近隣地域において営巣活動をしている両種については、事後調査が必要であると考えます。 それとも、御社では、猛禽類の繁殖行動がなくなっても仕方がないとお考えなのでしょうか。	生態系上位種及び動物の予測結果に示したとおり、オオタカについては巣まで 1km 程度離れていること（猛禽類保護の進め方（改訂版）環境省 H24. 12）、サシバについては営巣中心域及び高利用域が改変されないこと（サシバの保護の進め方 環境省 H25. 12）、工事に使用する建設機械は、可能な限り低騒音型、低振動型のものを使用するとともに、低騒音、低振動となる工法を採用することから、工事中的改変や騒音によるオオタカ及びサシバの営巣環境や採餌活動への影響は小さいと予測しています。 さらに、当該ゴルフ場は年間の 9 割程度稼働しており、日中はプレーヤーが多いため猛禽類の餌場としての利用はほぼないことから考えても、工事の実施による猛禽類の営巣活動や採餌活動への影響は小さく、事業の実施により営巣を放棄する可能性は低いと考えられます。 以上のことから、事業の実施による猛禽類への影響について実行可能な範囲で回避または低減が図られることから、猛禽類に関する事後調査は予定しておりません。

【植物】

No.	一般の意見の概要	事業者の見解
8	植物の重要な種の一部は移植されるということですが、移植による成功例はあまり知りません。特に、鹿等による食害も多いと聞いていますので、今回、人の往来のあるゴルフ場施設から、ほとんど人の往来のない施設に変更されることにより、鹿等による食害が増えないように対策が必要と考えます。	植物の重要種の移植については、生育適地への移植後、事後調査によるモニタリングを行い、専門家の助言も踏まえて順応的管理を行う予定です。移植が難しい種については、専門家の助言にもあるとおり、種子採取による播種など、複数の方法を検討します。なお、ご意見のとおり、シカ等による食害の影響も懸念されるため、移植した個体を保護柵で囲む等の対策も検討します。

【事後調査】

No.	一般の意見の概要	事業者の見解
9	事後調査の調査期間は、工事中～稼働後1年程度とされていますが、工事計画によると土地改変の土木工事が終わった後、約1年後には稼働開始となっており、実質、事後調査対象生物等への影響についてはだいたい2年程度しか把握しないことになります。工事に伴う影響についてはすぐに現れないこともあり、最低でも工事終了後5年程度の調査が必要と思われます。	ヤマトサンショウウオの生息及び繁殖地の状況等に関する事後調査については、稼働後1年目程度、重要な植物種の移植後の生育状況等に関する事後調査については、移植後1年目の活着状況の確認までを目安としています。その後の運転開始後の事後調査については、調査結果に応じて、専門家の意見も踏まえ、調査の継続の必要性を検討する予定です。

4月16日掲載 お知らせ広告 17cm×2段

- 朝日新聞(三重全県版) ●毎日新聞(三重全県版) ●読売新聞(三重全県版)
●中日新聞(三重版) ●伊勢新聞

お知らせ	
環境影響評価法に基づき、(仮称)白山三ヶ野太陽光発電事業 環境影響評価準備書(を次のとおり縦覧・閲覧します。また、同法に基づき説明会を開催します。)	
一、事業者の名称	パシフィコ・エナジー白山合同会社
代表者の氏名	代表社員 ビーイー・デベロップメント・ジー・ピー・エル・エル・シー
職務執行者	松尾 大樹
事務所の所在地	東京都港区六本木三丁目二番一号 六本木グランドタワー
二、対象事業の名称	パシフィコ・エナジー白山合同会社 (仮称)白山三ヶ野太陽光発電事業
種類	太陽電池発電所の設置
規模	最大八・九六万キロワット程度(交流)
三、対象事業実施区域	三重県津市白山町三ヶ野地区周辺
四、縦覧・閲覧の場所	津市役所(環境部環境保全課、白山総合支所地域振興課及び大・三出張所) 土・日・祝日を除く開庁時 https://www.pacificenergy.jp/news/detail/20240416/
電子縦覧	令和六年四月十六日(火)から 令和六年五月十五日(水)まで
縦覧期間	令和六年四月十六日(火)から 令和六年五月三十日(木)まで
五、意見書の提出	環境影響評価準備書について、環境の保全の見地からの意見を所持する方は、書面に住所・氏名・準備書の名称・意見(意見の理由を含む)をご記入の上、縦覧場所に設置された意見書箱へ投函いただくか左記の問い合わせ先へ郵送ください。 令和六年五月三十日(木) (当日消印有効)
提出期日	六、説明会の開催日時及び場所 ※開催は一時間半程度 五月八日(水) 十八時三十分から 津市白山総合文化センター 多目的室 (津市白山町二本一三三九・二)
七、問い合わせ先	パシフィコ・エナジー白山合同会社 (担当)新井
住所	〒一〇六・〇〇三三 東京都港区六本木三丁目二番一号 六本木グランドタワー 三三三階
電話	〇八〇(七八〇八)七二四一 (土・日・祝日を除く、午前九時から午後五時まで)

2024.04.16

（仮称）白山三ヶ野太陽光発電事業 環境影響評価準備書の公表および縦覧について

当社は、環境影響評価法に基づき、「（仮称）白山三ヶ野太陽光発電事業 環境影響評価準備書」（以下、準備書）を以下の通り公表し、縦覧を行います。

- ・準備書は、令和6年4月16日（火）から令和6年5月30日（木）まで閲覧することができます。ただし、印刷およびダウンロードはできません。
- ・「私的使用のための複製」や「引用」など、著作権上認められた場合を除き、無断で複製、販売、貸与、転用、他のホームページへの掲載等を行うことは、著作権法違反になる場合がありますのでご注意ください。
（以下の＜準備書の公表＞に示したリンクより閲覧いただけます。）

準備書の公表

表紙・目次

第1章 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

第2章 対象事業の目的及び内容

第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況

3.1 自然的状況

3.2 社会的状況

第4章 第一種事業に係る計画段階配慮事項に関する調査、予測及び評価の結果

準備書の縦覧

縦覧場所

- ・津市役所（環境部環境保全課）
- ・津市白山総合支所
- ・津市大三出張所支所

縦覧期間

令和6年4月16日（火）から令和6年5月30日（木）

※いずれも、土日祝日を除く開庁時

環境影響評価準備書に関する説明会

令和6年5月8日（水）18時30分から 津市白山総合文化センター 多目的室（津市白山町二本木1139-2）

※1時間30分程度を予定しています。

※新型コロナウイルスに対しては、十分に感染対策を行って実施いたします。

意見書の提出

準備書について、環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、縦覧場所に備え付けの意見書に、住所・氏名・意見（意見の理由を含む）を日本語でご記入のうえ、縦覧場所に備え付けの意見書箱へご投函くださるか、令和6年5月30日（木）までに下記の問い合わせ先へ郵送（当日消印有効）にてご提出ください。

意見書の様式は上記からもダウンロードできます。

お問い合わせ先

〒106-0032 東京都港区六本木3-2-1 六本木グランドタワー33階

パシフィコ・エナジー白山合同会社（担当：新井）

電話：080-7808-7141

受付時間：土日祝日を除く10:00～12:00、13:00～17:00

「(仮称) 白山三ヶ野太陽光発電事業 環境影響評価準備書」

ご意見記入用紙

「（仮称）白山三ヶ野太陽光発電事業 環境影響評価準備書」について、環境保全の見地からのご意見をお持ちの方は、意見書に必要な事項をご記入のうえ、縦覧場所に設置しました意見書箱にご投函頂くか、下記の住所宛に郵便にてお送りください。

○意見書の郵送先 〒106-0032 東京都港区六本木3-2-1 六本木グランドタワー 33F
パシフィコ・エナジー白山合同会社 新井 宛

○意見書の提出期限 令和6年5月30日(木)〔当日消印有効〕

「(仮称) 白山三ヶ野太陽光発電事業 環境影響評価準備書」

意見書

令和6年 月 日

[illegible]

注： 1. お名前、ご住所の記入をお願いします。

なお、本用紙の情報は、個人情報保護の観点から適切に取り扱い致します。

2. この用紙に書ききれない場合は、裏面又は同じ大きさ（A4 サイズ）の用紙をお使いください。